

広島県告示第三百八十一号

次のとおり広島県収納代理金融機関の取扱事務の範囲の変更を行う。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

- 一 広島県収納代理金融機関の名称
株式会社ゆうちょ銀行
- 二 変更内容

変更前の取扱事務の範囲	変更後の取扱事務の範囲	変更年月日
<p>次に掲げるものうち県の歳入金及び歳入歳出外現金に属する現金の収納に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県税 2 放置違反金及び放置違反金仮納付金 3 県営住宅使用料及び駐車場使用料 4 県営住宅敷金 5 児童福祉施設措置費負担金及び児童福祉総務費負担金 6 母子・父子・寡婦福祉資金貸付償還金 7 県立高等学校授業料及び受講料 8 広島県高等学校等奨学金貸付償還金 9 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第三十八条の二第一項第一号に掲げる寄附金 10 特別法人事業税及び地方人特別税 11 自動車保管場所証明通知手数料及び保管場所標章交付手数料 	<p>次に掲げるものうち県の歳入金及び歳入歳出外現金に属する現金の収納に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県税 2 放置違反金及び放置違反金仮納付金 3 県営住宅使用料及び駐車場使用料 4 県営住宅敷金 5 児童福祉施設措置費負担金及び児童福祉総務費負担金 6 母子・父子・寡婦福祉資金貸付償還金 7 県立高等学校授業料及び受講料 8 広島県高等学校等奨学金貸付償還金 9 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第三十八条の二第一項第一号に掲げる寄附金 10 特別法人事業税及び地方人特別税 11 自動車保管場所証明通知手数料 	<p>令和八年四月一日</p>